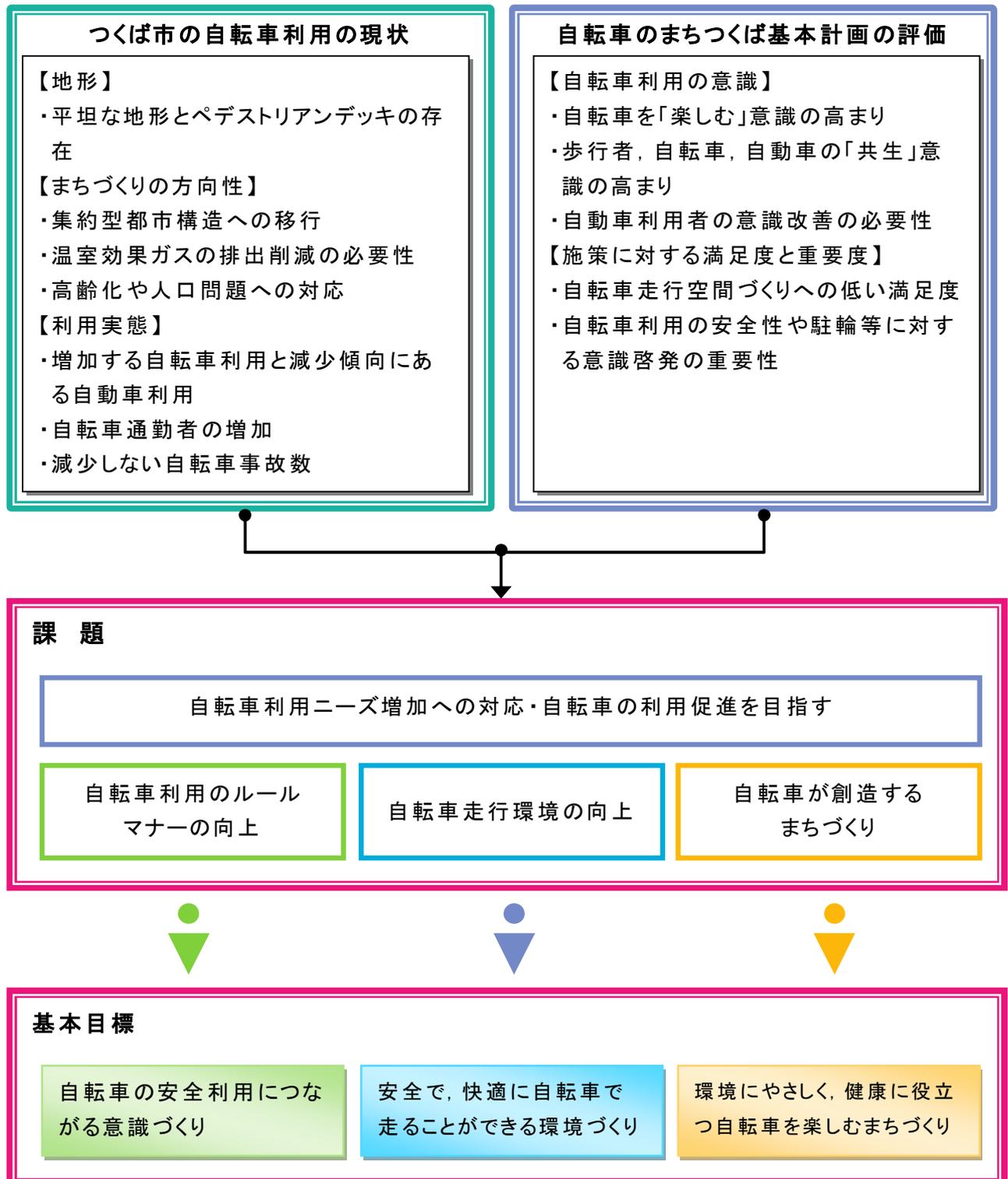




図 4-2 現状，課題，基本目標の整理





## 5 自転車のまちつくばに向けた取組

### 5.1 将来像と基本テーマ

つくば市では、「つくば市未来構想」において、「住んでみたい 住み続けたいまち つくば」を未来の都市像とし、スマート・ガーデンシティの構築に取り組んでいます。本理念及び「自転車安全利用促進条例」基本理念を踏まえ、安全・安心、環境、健康等に視点をおき、自転車を利用する子供から高齢者までの全ての市民を対象に、「ひと・自転車・クルマが共生できるまちつくば〈安全で快適なりんりんつくば〉」を推進していきます。

安全・安心の視点では、平成26年4月から「自転車安全利用促進条例」を施行し、自転車の安全利用促進に取り組んでいます。誰もが安全で快適に移動をすることができるように自転車のルールやマナーの啓発及び走行空間の構築に積極的に取り組みます。

環境の視点では、環境モデル都市であるつくば市においては、温室効果ガス排出量削減を推進するためにも、つくばエクスプレスの駅を中心にした交通体系の中で自転車利用を交通手段のひとつとして位置付け、快適で楽しく、安全・安心に利用できる環境整備に取り組んでいく必要があります。移動手段としての自転車の利用を促進し、自転車分担率を高めることに取り組みます。

健康の視点では、サイクリングのための環境整備やサイクリングマップの作成等に取り組み、健康づくりと自転車をつないでいきます。

図 5-1 計画の基本テーマ

#### 自転車安全利用促進計画

### ひと・自転車・クルマが共生できるまち つくば 〈安全で快適なりんりんつくば〉

- 「つくば市未来構想」におけるまちづくりの理念を踏まえ、安全・安心、環境、健康等に視点をおいた「自転車のまちづくり」を推進していく。
- つくばエクスプレスの駅を中心にした交通体系に、自転車利用を交通手段のひとつとして位置づけ、快適で楽しく、安全・安心に利用できる環境づくりを推進していく。

**基本目標1**  
自転車の安全利用に  
つながる意識づくり

**基本目標2**  
安全で、快適に  
自転車で走ることができる  
環境づくり

**基本目標3**  
環境にやさしく、  
健康に役立つ自転車を  
楽しむまちづくり



## 5.2 基本目標と施策の方向性

### 5.2.1 基本目標1

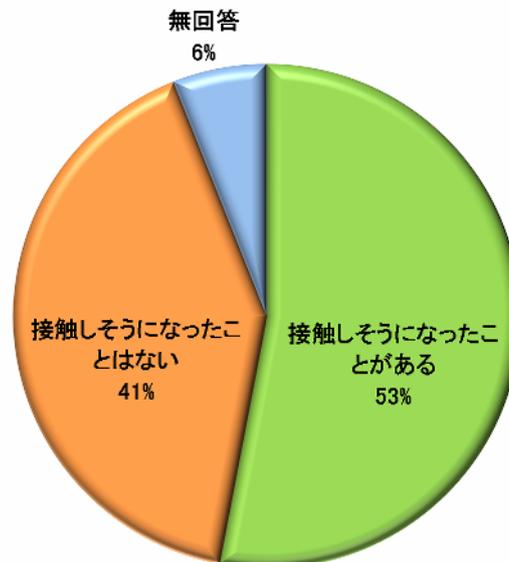
#### (1) 基本目標1の目指すところ

##### 基本目標1 自転車の安全な利用につながる意識づくり

市内の自転車事故数は微減傾向にありますが，市民対象のアンケート調査の「クルマ・自転車と歩行者との接触事故を起こしそうになったことがありますか？」という設問では，53%が接触しそうになったことがあると回答をしています。自転車はクルマと同じ目線で，歩行者の安全を守らなければなりません。自転車は車両であり，クルマの仲間です。道路を通行する場合は，車両としての交通ルールを遵守するとともに，交通マナーを実践しなければならないことへの理解を徹底しなければなりません。

基本目標1では，自転車の安全利用を意識づけるための教育の充実及び社会づくりを目標に取り組みます。施策の方向性1では，自転車利用者に対する自転車の安全利用を促進するための教育を充実させます。施策の方向性2では，自転車を取り巻く社会づくりとして，地域社会全体で自転車の安全利用を見守るネットワークや気運の醸成を図ります。

図 5-2 クルマ・自転車と歩行者との接触事故について





## (2) 施策の方向性

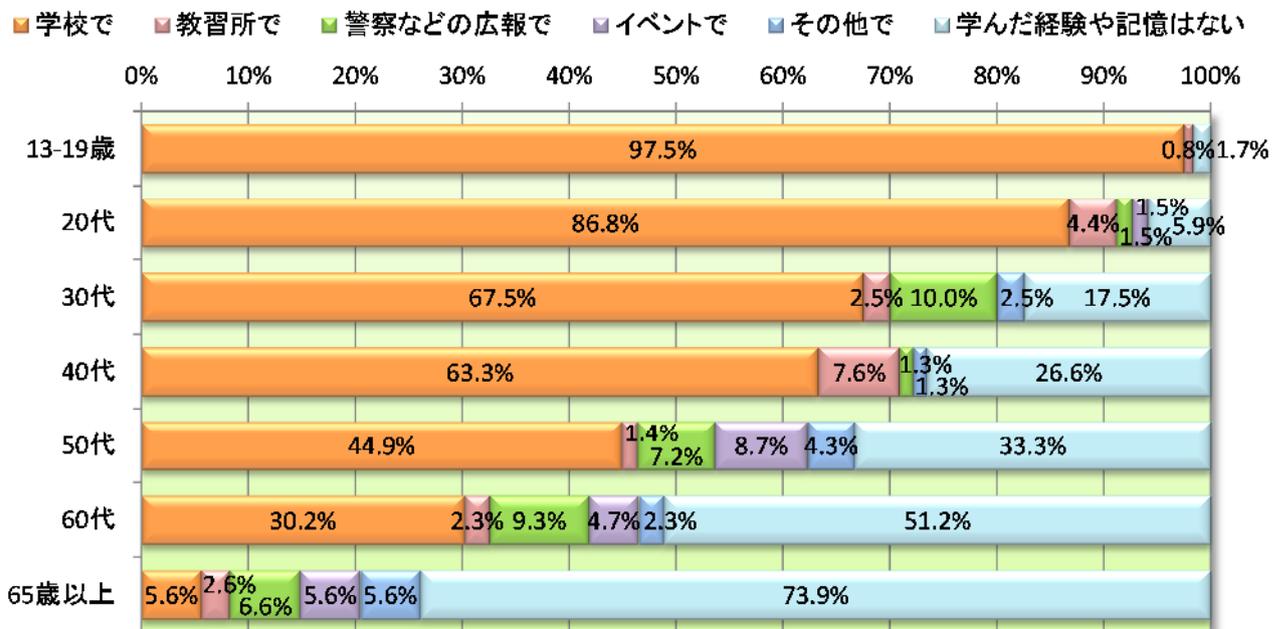
### 施策の方向性 1 自転車安全利用を促すための教育の充実

「自転車安全利用促進条例」に基づき、自転車の安全利用促進に関する普及啓発活動を積極的に展開します。

交通安全教育の受講状況により、安全に関する意識及び行動に影響があるため、ライフステージに応じた安全利用に関する講座等を実施し、年齢層に応じて多様な機会に多様な手法による自転車安全利用に関する教育を充実していきます。全ての市民の自転車安全利用の意識を育んでいきます。

また、自転車ヘルメットの着用及び自転車保険への加入等、自転車を安全に利用するための啓発活動として、キャンペーン等の普及広報活動を実施します。

図 5-3 交通ルール学習の経験



### ■ 施策

施策 1	ライフステージに応じた自転車安全利用教育の促進
施策 2	自転車安全利用を促す啓発活動



## 施策の方向性 2 自転車の安全な利用を見守る社会の構築

自転車の安全利用を促進するためには、自転車を取り巻く社会全体の構築が期待されています。社会全体で自転車の安全利用を見守る気運を高めていきます。多様な主体が連携・協働することを促し、歩行者、自転車、自動車が共生できるまちづくりに取り組む意識の醸成を目指します。

自転車や歩行者の通行場所に関するルールの理解状況をみると、「自転車は車道の左側を通行しなければならない」、「自転車は原則車道通行」などについて、「必要性は感じているが実行していない」が25%以上を占めています。必要性を感じているにも関わらず、実行できていない状況を、実行できるようにさせるためにも、自転車の安全な利用を見守る社会づくりが重要になります。また、自転車の安全利用のためのマナーのひとつとして、自転車の整備・点検についても、社会全体で見守る体制を構築しながら、周知していきます。

「自転車安全利用促進条例」において、市民（自転車利用者）、事業者（自転車小売業者等）、市の各々の立場から自転車の安全利用に対する果たすべき責務が定められています。市では、各者が連携・協力し各々の責務を果たすように主導していきます。

### ■ 施策

施策 3	連携・協働による自転車安全利用促進体制の充実
施策 4	自転車安全利用教育を応援する体制の構築

### (3) 基本目標 1 を実現するための役割分担

基本目標を実現するために、各者の役割を定め、連携して事業を展開します。

市	自転車利用者	自転車小売業者とする者	市民及び事業者	保護者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ライフステージに応じた自転車安全利用講座を開催します。</li> <li>● 全ての市民のために、自転車安全利用に関する情報発信をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通ルールやマナーを遵守し、自転車の安全利用を実践します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車販売時等に、交通ルールやマナーを遵守して自転車を利用するように情報提供をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民は自転車の安全利用に対する理解を深め、交通事故の防止に努めます。</li> <li>● 業務で自転車を使用する事業者は、従業員に対し、基本的な交通ルール・マナーの遵守を実践します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者は児童・生徒に対して交通ルール・マナーを教えます。</li> <li>● 自分自身が模範的な自転車使用者となるように実践します。</li> </ul>



## 5.2.2 基本目標2

### (1) 基本目標2の目指すところ

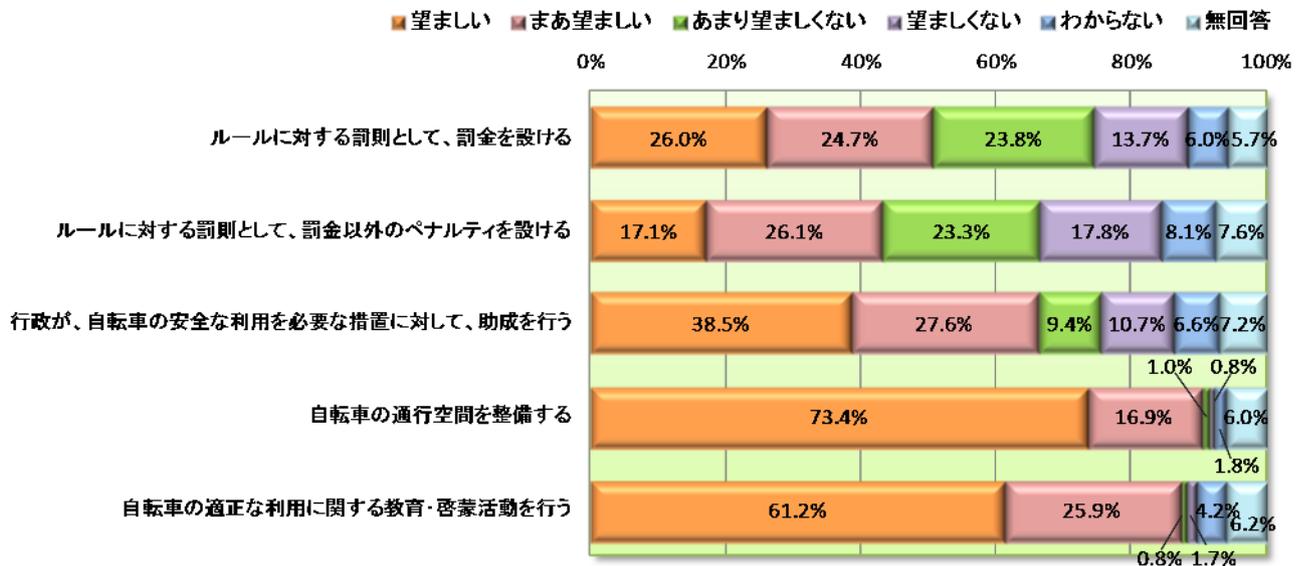
#### 基本目標2 安全で、快適に自転車で走ることができる環境づくり

ヒト、自転車、クルマが共生し、誰もが安全で快適に安心して通行できる環境づくりを進めていくために、「ヒト（歩行者）優先」の考え方を基本に、自転車走行空間を構築していきます。自転車やクルマに対し弱い立場にあるヒト（歩行者）の安全確保を第一に考えて、自転車走行空間を構築していきます。市民アンケート調査結果からみると、自転車の安全な走行を促すための施策として1番望ましいのは、「自転車の通行空間を整備する」ことが、73.4%となっています。

そのような市民の声を踏まえ、基本目標2では、自転車で安全かつ快適に走行するためのハード・ソフト両面からの施策を目標に定めます。

施策の方向性3では、自転車道や自転車専用レーン等の整備・拡充を目指します。施策の方向性4では、危険箇所等における歩行者・自転車の通行区分の明確化や放置自転車対策を強化するなど、歩行者や自転車とともに安全・安心して通行できる環境づくりに積極的に取り組みます。

図 5-4 自転車の安全な走行を促すための望ましい施策





## (2) 施策の方向性

### 施策の方向性 3 自転車走行環境の形成

自転車の走行環境を構築し、自転車の利用者の増加及び安全利用の促進につなげることを目指します。

「走行空間を構築するための考え方」(表 5-1)を基本に、走行空間の創り方を定めます。考え方の前提に、「自転車で走行しやすい路線」を中心に据え、市内全域における市民の自転車利用の実態等を踏まえて、走行空間の在り方を路線・エリアの特性を踏まえて検討します。

基本的に市内の全ての路線を走行空間構築の対象路線とします。ただし、ペデストリアンデッキについては、走行空間を構築するための考え方を別に定めます。

表 5-1 走行空間を構築するための考え方

考え方の区分	路線・エリア選定の基準	整備の進め方
【考え方1】 地域住民の生活利便性の向上につながり、安全・安心な自転車利用の促進につながる路線	<input type="checkbox"/> 通学・通勤等で利用がされる路線 <input type="checkbox"/> 効率的にネットワークを形成する路線 ・拠点（商業施設含む）や集落を効率的に連絡する路線  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">日常生活における走行空間</div>	生活に密着した自転車走行環境の整備、道路全体の維持管理と連携をした整備を進める。
【考え方2】 公共交通機関との連携、環境負荷軽減としての自転車利用の促進につながる路線	<input type="checkbox"/> 地域内における自転車利用の主要路線 ・地域内における公共交通施設(TX4駅)、交通の結節点と主な居住地区等を結ぶ路線  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">交通拠点へ集積させる走行空間</div>	公共交通と連携した自転車利用促進を図るために、公共交通の結節点への安全・安心なアクセスルートの確保をする。
【考え方3】 健康づくりに寄与し、楽しむ自転車利用の促進につながる路線	<input type="checkbox"/> 地域の課題や自転車利用のニーズに応じて自転車利用を促進する路線  <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">自転車を楽しむための走行空間</div>	健康づくりを目的にした自転車活用を促進するために、楽しく自転車走行できるルートを確認する。

研究学園地区  
TX沿線開発地域

小貝川沿い  
りんりんロード

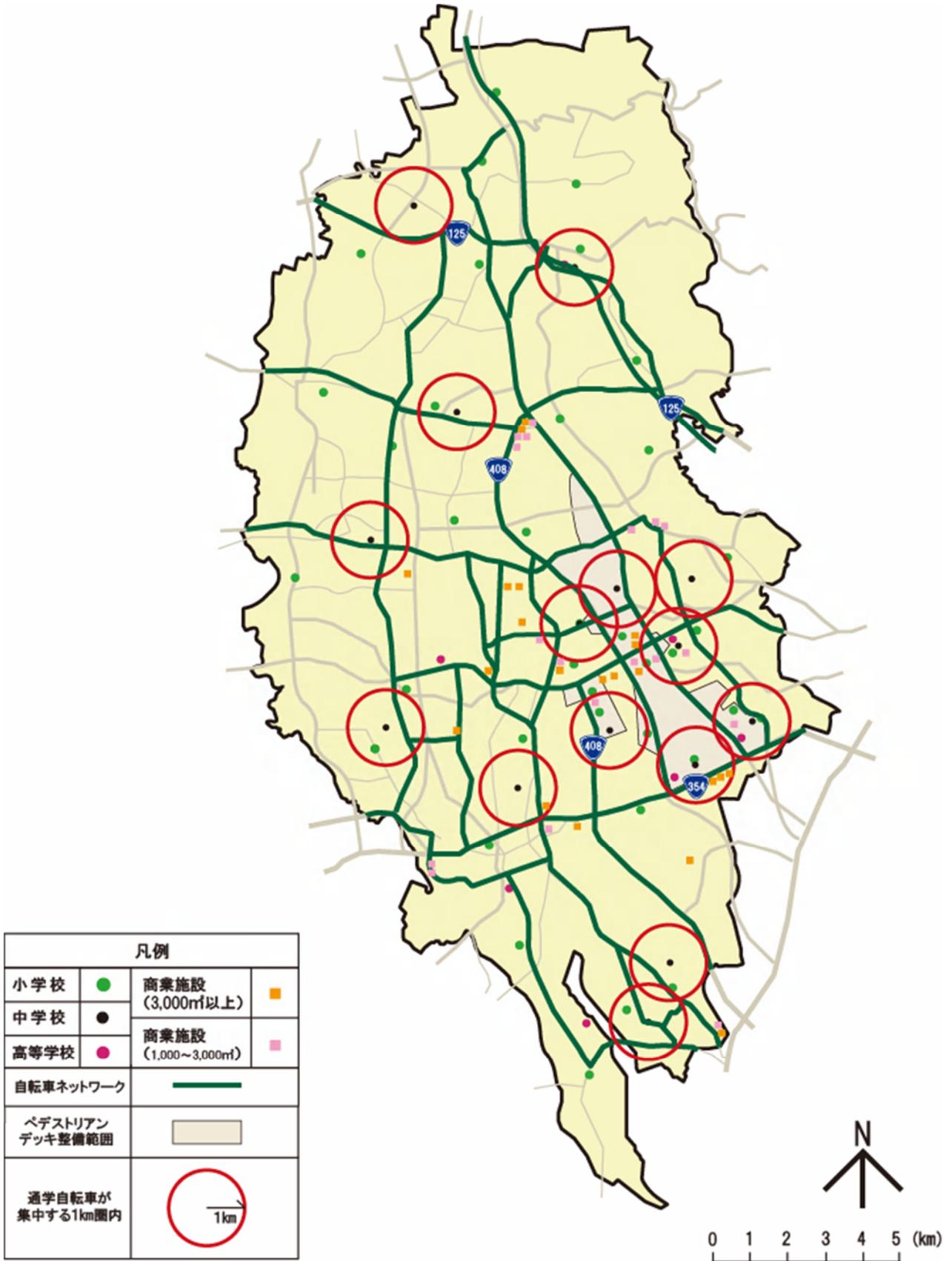
## ■ 施策

### 施策 5

歩行者・自転車等の通行環境の整備・充実



図 5-5 考え方1:地域住民の生活利便性の向上につながる自転車走行空間ネットワークの概念図



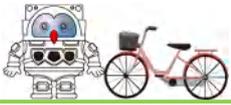


図 5-6 考え方2 公共交通と連携した自転車走行空間ネットワークの概念図

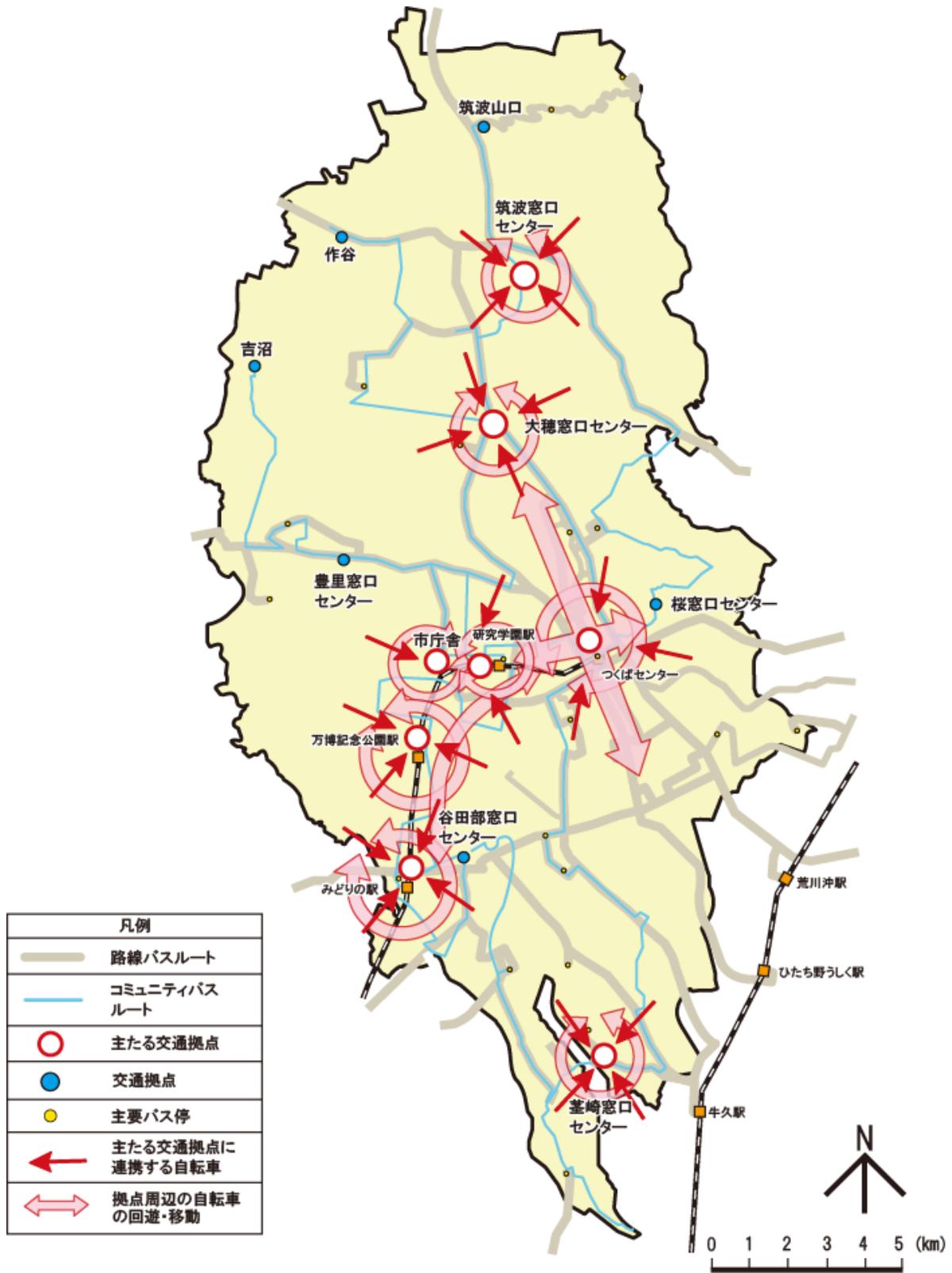




図 5-7 考え方 3 健康づくりに寄与し、楽しむ自転車利用の促進につながる  
自転車走行空間ネットワーク概念図

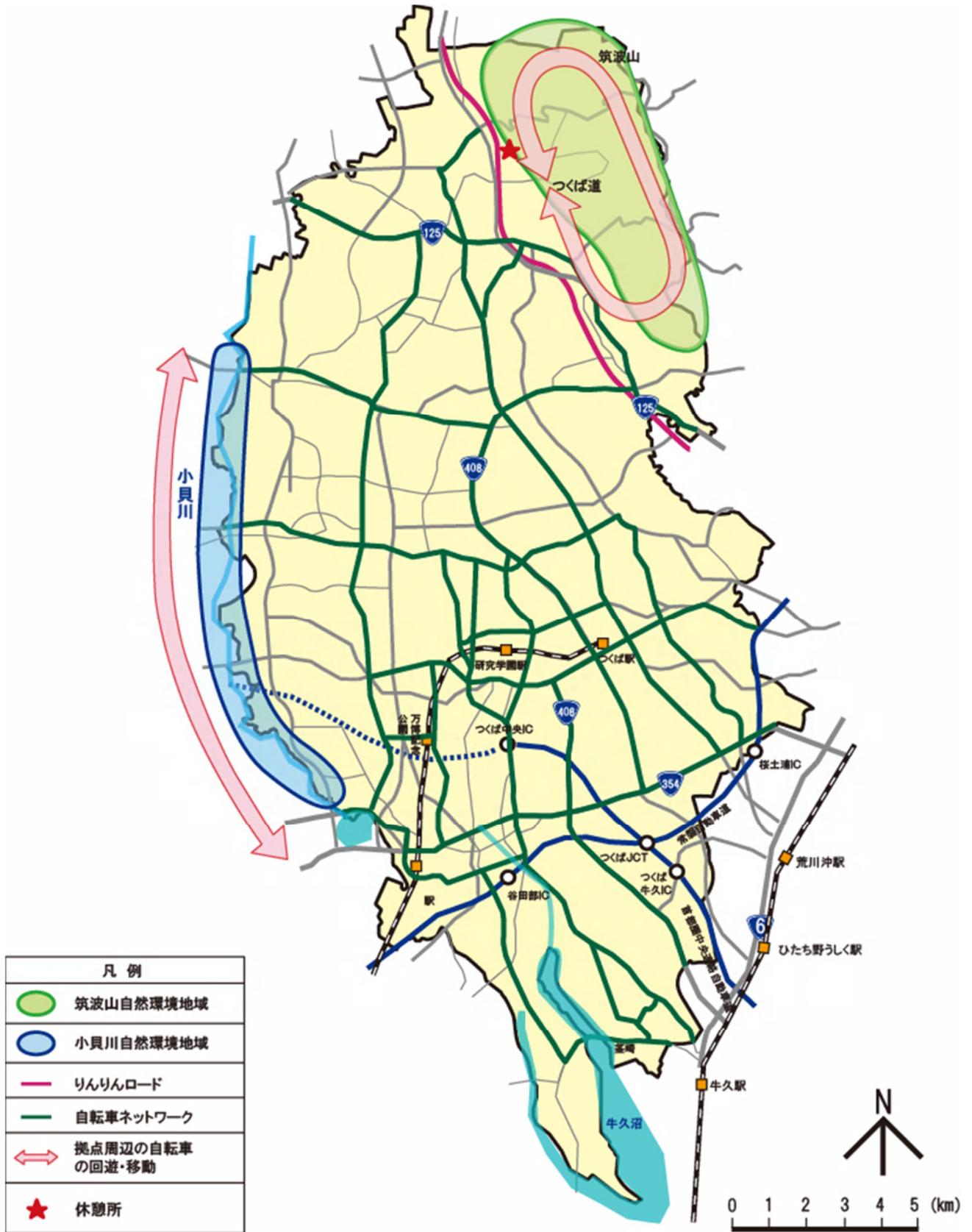




図 5-8 自転車のまちづくりネットワーク構想総合概念図

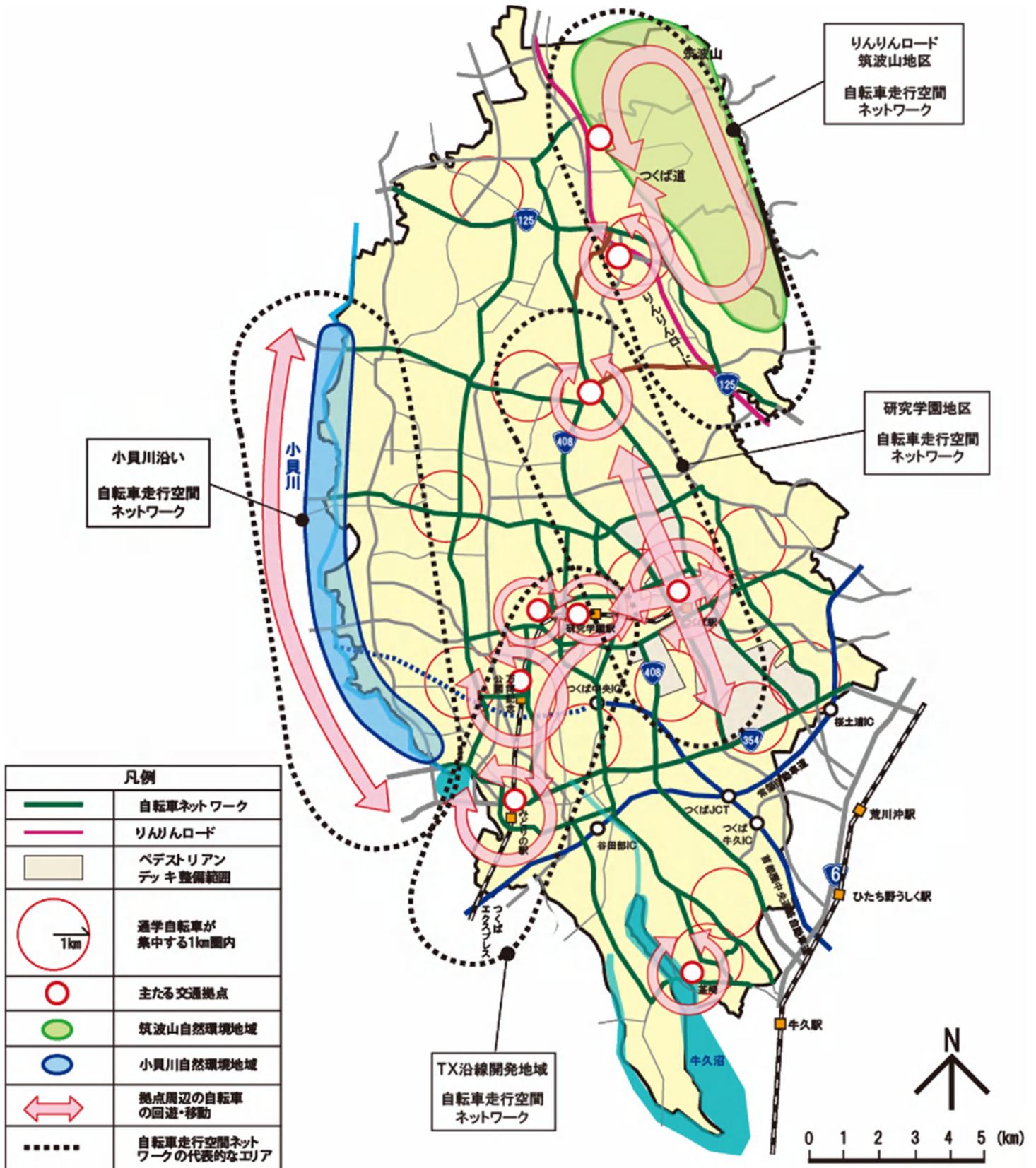




図 5-9 ペDESTリアンデッキの整備イメージ

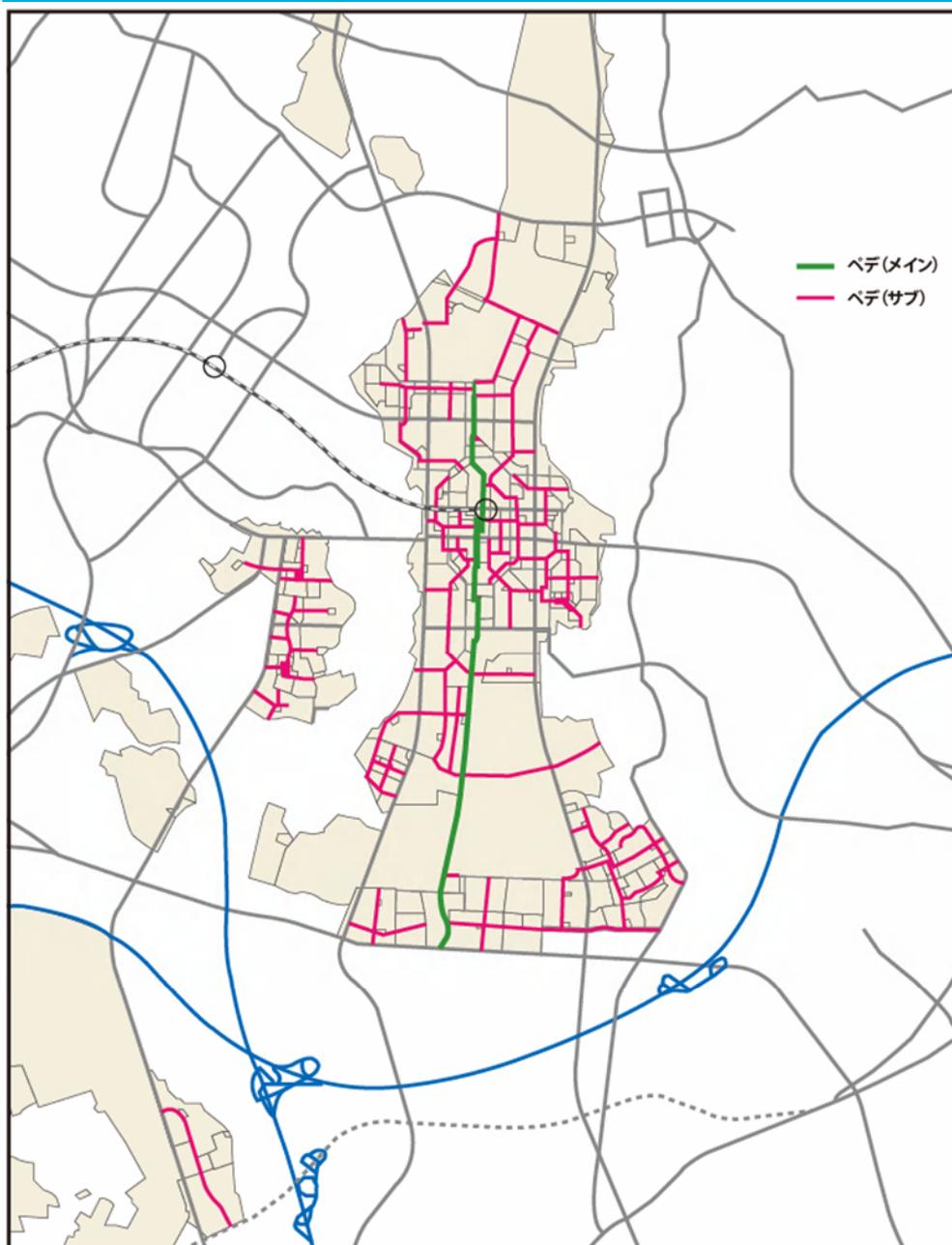
**【ペDESTリアンデッキの整備の方向性】**

(メイン)

- メインのペDESTリアンデッキでは、安全走行の視点から、歩行者と自転車の空間を分離する。交差部分については、特に安全を確保するために配慮をする。
- 利便性を向上させるために、街灯及びサインを充実させる。路線を分割し、各路線の状況に応じた整備内容を定めていく。
- 車止めは、自転車走行の安全性の視点も踏まえて、整備をしていく。

(サブ)

- 植栽管理への配慮をする。





## 施策の方向性 4 自転車を快適に利用できるサービスの構築

自転車走行環境の形成と連携し、自転車を快適に利用できるサービスも充実させます。特に、レンタサイクル等の貸出し自転車サービスを含む自転車を「第三の公共交通」として位置づけていくために、交通拠点に駐輪場を整備する等の交通拠点に自転車の集積を図るための施策を展開します。公共交通と連携して、自転車利用の促進に努めていきます。

自転車利用需要に対するサポートとして、駐輪場の整備、放置自転車対策等にも引き続き取り組んでいきます。

また、自転車利用を促進するために、自転車に関連する情報の収集及び発信等のサービスも検討します。ソフト施策面からも、自転車を快適に利用できる空間やサービスづくりに取り組みます。

### ■ 施策

施策 6	駐輪場の整備と放置自転車対策
施策 7	サイクリングを楽しむためのサービス環境の充実
施策 8	公共交通と連携した自転車利用の促進

### (3) 基本目標2を実現するための役割分担

基本目標を実現するために、各者の役割を定め、連携して事業を展開します。

市	自転車利用者	自転車小売業者とする者	市民及び事業者	保護者等
● 自転車走行空間の整備方針を定め、自転車利用者の声を聴取しながら、関係機関と連携をし、走行空間づくりを主導していきます。	● 自転車利用者は、自転車安全利用の視点から、適切な自転車走行空間を走行するように努めます。	● 市が主導する自転車走行空間づくりに対して、協力します。	● 市が主導する自転車走行空間づくりに対して、協力します。	● 子供に対して、自転車安全利用の視点から、適切な自転車走行空間を走行するように教育します。



## 5.2.3 基本目標

### (1) 基本目標3の目指すところ

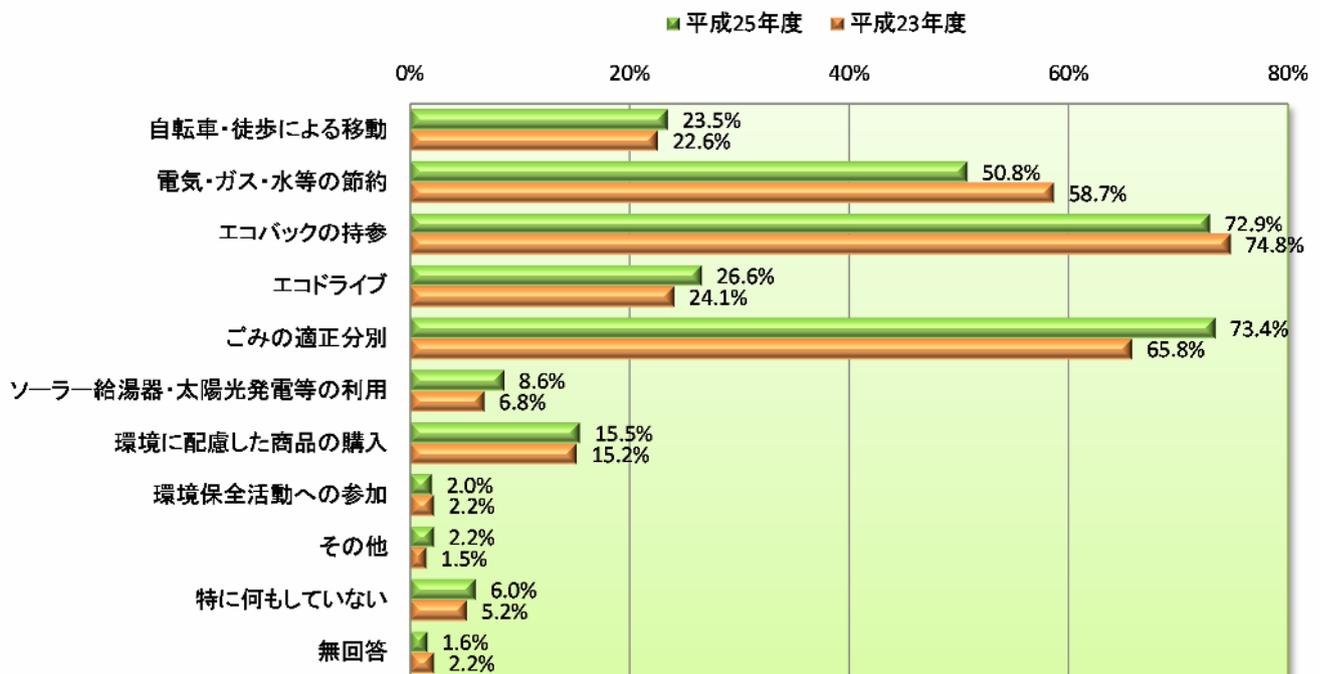
#### 基本目標3 環境にやさしく、健康に役立つ自転車を楽しむまちづくり

自転車は環境にやさしく、健康づくりに役立つ乗り物です。自転車安全利用促進条例の基本理念を踏まえて、自転車利用促進のための施策を充実していきます。市民意識調査の結果をみると、環境配慮のもと自転車・徒歩による移動が微増しつつあります。

このような結果を踏まえ、基本目標3では、環境や健康づくりの視点から、自転車を楽しむまちづくりを目標に定めます。

施策の方向性5では、環境配慮の視点から、日常的な移動ツールとして安全・安心な自転車の利用促進を進めていきます。施策の方向性6では、健康づくりにつながる自転車の利用促進、自転車を利用したイベント等を展開し、安全に楽しく自転車走行ができ、ヒト、自転車、クルマが共生できる「自転車のまちつくば」づくりに取り組んでいきます。

図 5-10 地球温暖化対策として実施していること





## (2) 施策の方向性

### 施策の方向性 5 環境にやさしい自転車利用の促進

環境負荷軽減の視点から、自転車の利用促進を目指します。積極的に自転車を利用する動機付けにつながる施策を展開します。

移動手段として自転車を利用することで、温室効果ガス低減の一助となることなど、環境の視点から自転車利用を促すための普及広報活動を実施します。また、通勤・通学における自転車利用が増加傾向にあるため、積極的に自動車から自転車への交通手段の転換を図る社会づくりに取り組みます。自転車がいつもあるライフスタイルづくりに取り組みます。

#### ■ 施策

施策 9	温室効果ガス低減を目指した行動の拡大
施策 10	交通手段転換へのサポートの充実

### 施策の方向性 6 健康づくりにつながる自転車利用の促進

健康増進に寄与するサイクリングやポタリング<sup>4</sup>の推奨をします。サイクリング等に関する情報発信やレンタサイクル事業等をとおして、サイクリングを楽しむ環境づくりに取り組みます。親子で楽しめるポタリング等、自転車を気軽に利用する機運も高めていきます。

また、健康づくりの視点からの日常的な自転車利用者を増やしていくために、体力づくりや健康増進にポイントをおいた自転車利用促進情報や講座等を展開していきます。

#### ■ 施策

施策 11	健康づくりを目指した自転車利用の充実
施策 12	自転車を活用した健康づくりを応援するサービスの充実

<sup>4</sup> ポタリング (pottering) とは、自転車またはオートバイで気楽にぶらつくこと。自転車をを用いる「散歩」的なサイクリングのこと。



### (3) 基本目標3を実現するための役割分担

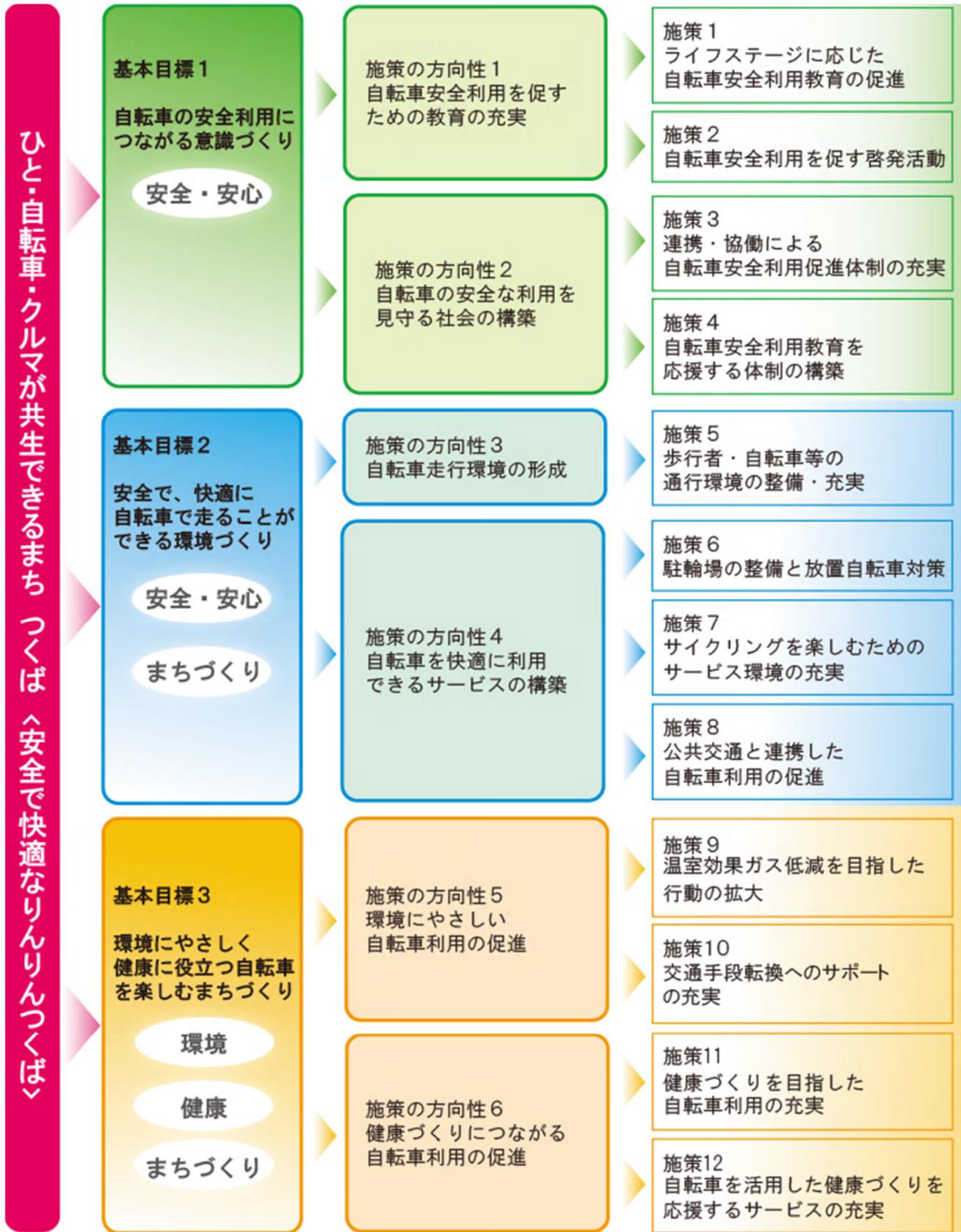
基本目標を実現するために、各者の役割を定め、連携して事業を展開します。

市	自転車利用者	自転車小売業者とする者	市民及び事業者	保護者等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車安全利用促進計画を策定し、自転車の安全で適正な利用を推進します。</li> <li>● 自転車のまちづくりに取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自転車のまちつくば」を推進するために、自転車を安全に利用します。</li> <li>● 環境や健康づくりの視点から積極的に自転車を利用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自転車のまちつくば」を推進するために、自転車の安全利用を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自転車のまちつくば」を推進するために、自転車の安全利用を推進します。</li> <li>● 環境や健康づくりの視点からの自転車を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自転車のまちつくば」を推進するために、自転車を安全に利用します。</li> <li>● 環境や健康づくりの視点から積極的に自転車を利用します。</li> </ul>



### 5.3 計画の体系

図 5-11 計画の体系図





## 6 自転車のまちつくばの推進

「ひと・自転車・クルマが共生できるまち つくば」を実現化させるため、自転車安全利用促進計画を具体的に進めていきます。

### ○「自転車安全利用促進計画」のフォローアップ

社会情勢の変化等を踏まえ、つくば市の自転車施策及び環境をモニタリングしながら「自転車安全利用促進計画」の見直しを実施します。より質の高い自転車利用環境を効率的につくるために効果的にフォローアップしていきます。

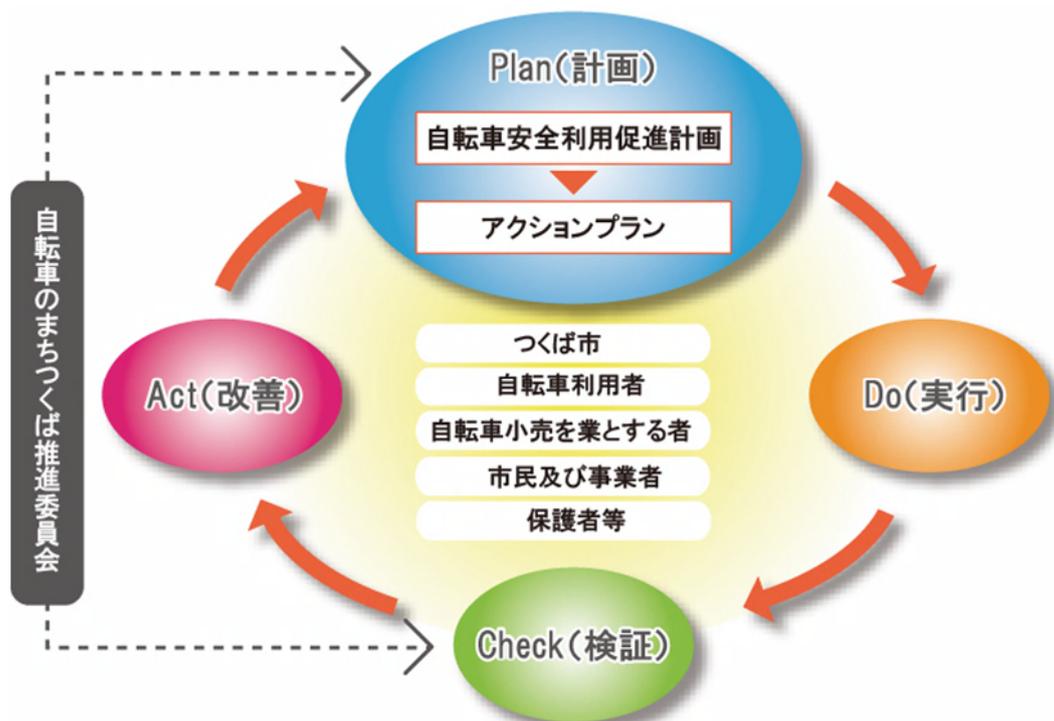
### ○自転車のまちつくば推進委員会の継続

つくば市における安全で快適な自転車の利用の促進に関する事項，その他自転車関連施策の検討を行うため，自転車のまちつくば推進委員会を継続して開催します。

### ○アクションプランの策定

「自転車安全利用促進計画」に掲げた各施策の着実な推進を図るため，関係機関との協議，調整を踏まえつつ，施策の具体的内容，実施スケジュール，実施主体・役割分担等について検討を行い，「アクションプラン」を策定します。

図 6-1 計画の推進体制





## ■ 資料編

### ■ つくば市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及びつくば市（以下「市」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、市民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、市の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自転車は、自転車利用者にとって高い利便性を有するとともに、自転車利用の推進により環境負荷の低減と健康にも寄与するなど市民生活に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発や放置自転車の問題など不適切な利用により市民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、市、市民等及び関係機関の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

2 市は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、市民等に対し、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して歩行者の通行の安全を確保し、同法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全かつ適正に利用するものとする。

(自転車小売を業とする者等の責務)

第5条 自転車の小売、組立て及び整備を業とする者（以下「自転車小売業者等」という。）は、自転車が安全で適正に利用されるよう必要な措置を講じるとともに、市が実施する安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、市が実施する安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。



(自転車安全利用促進計画)

第7条 市長は、自転車の安全で適正な利用を促進するための計画（以下「安全利用促進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、安全利用促進計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、安全利用促進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、安全利用促進計画の変更について準用する。

(市による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の習得)

第8条 市は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(事業者による自転車通勤者の技能及び知識の習得)

第9条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全かつ適正に利用することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第10条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(保護者による児童・生徒の技能及び知識の習得)

第11条 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒（18歳未満の者をいう。以下同じ。）に対して、指導、助言その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(児童・生徒の教育又は育成に携わる者による指導等)

第12条 児童・生徒の教育又は育成に携わる者は、当該児童・生徒が自転車を安全かつ適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第13条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

- 2 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒に対して、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用させるよう努めるものとする。



- 3 自転車小売業者等は、自転車の販売、組立て及び整備の機会を通じ、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具の利用を促進するために必要な情報の提供に努めなければならない。

(点検整備の実施)

第14条 自転車利用者は、その利用する自転車について、安全性を確保するため、点検整備を行うよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒が利用する自転車について、安全性を確保するため、点検整備をし、又はその保護する児童・生徒に対して、その利用する自転車について、点検整備をさせるよう努めなければならない。
- 3 自転車小売業者等は、自転車の販売、組立て及び整備の機会を通じ、点検整備の必要性、日常点検の方法その他の自転車を安全で適正に利用するために必要な情報の提供に努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済への加入その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 父母その他の保護者は、その保護する児童・生徒が利用する自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済への加入その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 自転車小売業者等は、自転車の販売、組立て及び整備の機会を通じ、自転車損害賠償保険等への加入その他必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

(関係機関との連携)

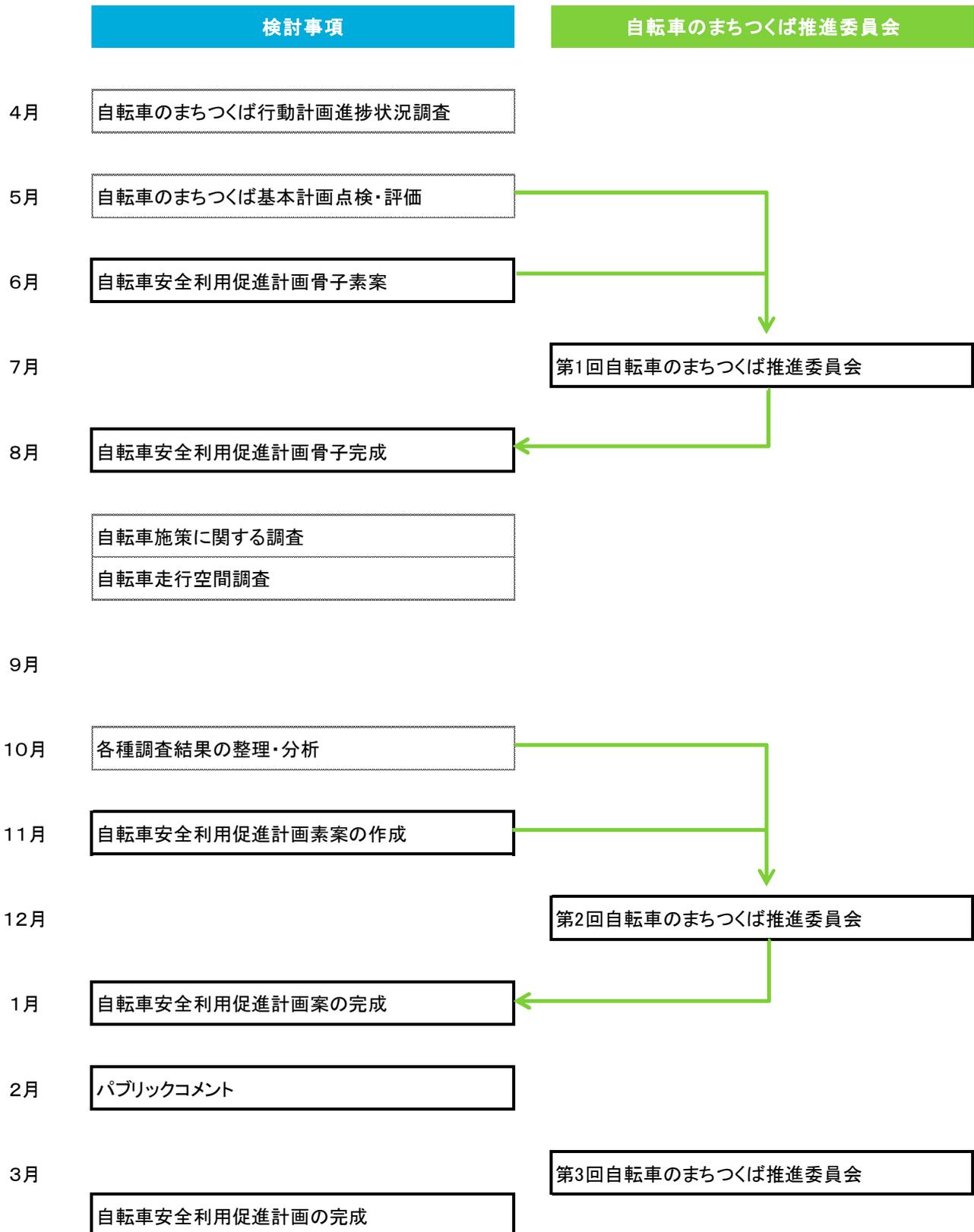
第16条 市は、茨城県、警察署、学校等その他関係機関及び交通安全等の取組みを行う団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するため必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## ■平成 26 年度 つくば市自転車安全利用促進計画 検討経過





## ■平成 26 年度 自転車のまちつくば推進委員会 委員名簿

No	所 属	職 名	氏 名
1	茨城大学工学部都市システム工学科	教授	金 利昭
2	筑波大学芸術系	准教授	渡 和由
3	国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路研究室	主任研究官	小林 寛
4	独立行政法人国立環境研究所 社会環境システム研究センター	環境経済・政策研究室長	松橋 啓介
5	つくば市区会連合会	筑波地区代表区長	鈴木 忠雄
6	つくば市区会連合会	大穂地区代表区長	木田 和雄
7	つくば市区会連合会	豊里地区代表区長	坂本 義治
8	つくば市区会連合会	桜地区代表区長	一色 喜美子
9	つくば市区会連合会	谷田部地区代表区長	峯本 誠一
10	つくば市区会連合会	荃崎地区代表区長	小原 正彦
11	NPO法人りんりんプロジェクト	代表	有野 真由美
12	つくば市PTA連絡協議会	会長	中村 貴之
13	茨城県立筑波高等学校	校長	高橋 郷史
14	筑波大学全学学類・専門学群代表者会議	生活環境委員会 施設交通班長	早川 なつみ
15	つくば市体育協会	会長	宇木 博明
16	つくば市工業団地企業連絡協議会	副会長	竹之内 元
17	つくば市商工会	青年部長	堀口 直之
18	一般社団法人つくば青年会議所		塚田 勇人
19	首都圏新都市鉄道株式会社 経営企画部	推進役兼事業企画課長	本橋 建一
20	関東鉄道株式会社	取締役兼自動車部部长	武藤 成一
21	輪業組合	筑波支部 役員	庄司 新市
22	輪業組合	つくば中央支部長	中島 利男
23	一般財団法人つくば都市交通センター	理事 企画業務担当	福田 光宏
24	つくば中央地区交通安全母の会連合会	会長	飯島 和子
25	つくば北地区交通安全母の会連合会	会長	鮭川 礼子
26	茨城県つくば中央警察署	交通課長	小高 正路
27	茨城県つくば北警察署	交通課長	古内 新一
28	茨城県企画部つくば地域振興課	課長	池畑 直美
29	茨城県土浦土木事務所	次長兼道路整備第一課長	大野谷 祐二
30	独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部茨城業務部	調整役	野津 治夫
31	つくば市	都市建設部長	宇津野 卓夫

# つくば市自転車安全利用促進計画

平成 27 年 4 月

つくば市まちづくり推進部交通政策課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

TEL:029-883-1111(代)

